

## 資格審査委員会の設置及び運営に関する細則

平成 19 年 7 月 19 日 細則第 24 号  
改正 平成 24 年 4 月 1 日、平成 26 年 4 月 1 日  
平成 30 年 6 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この細則は、静岡県公立大学法人教員人事委員会規則第 10 条に規定する資格審査委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (資格審査委員会の任務)

第 2 条 資格審査委員会は、教員の採用及び昇任（以下「採用等」という。）並びに再任及び任期の定めのない教員への転換（以下「再任等」という。）に関し、専門的見地から採用等に係る候補者及び再任等に係る希望者（以下「候補者等」という。）の研究業績及び教育能力等を審査する。

### (資格審査委員会の委員の指名)

第 3 条 教員人事委員会は、資格審査委員会の委員として、採用等及び再任等の事案に係る学部、研究科、研究院、短期大学部又は研究所（以下「学部等」という。）の教員から次の各号により 3 人の者を指名する。ただし、次の各号に抛り難い特別な事情がある場合には、他の職位の教員を指名することができる。

(1) 教授又は准教授候補者等を選考する場合は、教授の教員

(2) 講師、助教又は助手候補者等（以下「講師等候補者等」という。）を選考する場合は、准教授以上の教員

2 教員人事委員会は、前項の規定により指名する者に加え、当該事案に係る学部等以外の学部等の教員（以下「他学部等の教員」という。）から 1 人及び学外の専門家から 1 人（他学部等の教員を委員として指名しない場合は、2 人）を委員として指名するものとする。ただし、講師等候補者又は特任教員候補者を選考する場合は、学外の専門家を指名しないことができる。

### (資格審査委員会の委員の任期)

第 4 条 資格審査委員会の委員の任期は、資格審査委員会設置の日から採用等及び再任等が決定した日までとする。

### (委員長)

第 5 条 資格審査委員会に委員長を置く。

2 委員長は、資格審査委員会委員の中から教員人事委員会が指名するものとする。

### (会議)

第 6 条 資格審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として非公開とする。

2 会議は、委員長がこれを召集する。

3 会議の議長は、委員長をもって充てる。

4 会議の議事は、委員総数の過半数で決する。この場合において、委員長は、委員として議決に加わる権利を有する。

5 前項の場合において、可否同数のときは委員長が決する。

(職務)

第7条 資格審査委員会は、採用においては、次に掲げる事項を職務とする。

- (1) 提出書類を確認し、様式1の「応募者提出書類確認表」を作成する。
- (2) 応募資格・要件と照合し、様式2の「応募資格・要件との照合表」を作成する。
- (3) 応募者の研究業績及び教育能力を審査し、様式3の「審査表」を作成する。

2 資格審査委員会は、昇任においては、次に掲げる事項を職務とする。

- (1) 昇任候補者の研究業績及び教育能力等を審査し、様式4の「審査表」を作成する。

3 資格審査委員会は、再任等においては、次に掲げる事項を職務とする。

- (1) 再任等候補者等の研究業績及び教育能力等を審査し、様式4の「審査表」を作成する。

(審査方針)

第8条 教員人事委員会は、専門分野の特性を考慮のうえ、資格審査委員会が行う審査の方針を作成し、資格審査委員会に審査の方針を指示する。

(審査)

第9条 資格審査委員会は、応募者等の提出資料による他必要に応じて面接や模擬講義、公開セミナー等を行うなど、応募者等のこれまでの研究実績等を審査し、採用については応募資格・要件に適合したすべての者について点数化等により順位付けを行った上で、教員人事委員会へ審査結果を報告する。

2 前項の面接等を行う場合には、教員人事委員会と合同で行うものとする。

附則

この細則は、平成19年7月19日から施行する。

附則

この細則は、平成20年4月22日から施行する。

附則

この細則は、平成20年9月26日から施行する。

附則

この細則は、平成20年12月18日から施行する。

附則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成30年6月1日から施行する。